

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 産業廃棄物処理施設の設置の許可申請【環境局環境監視部産業廃棄物対策課】 2
- 北九州市港湾環境整備負担金条例による負担対象工事の指定【港湾空港局港湾整備部整備課】 4

◇ 公 告

- 道路の廃止【建築都市局指導部建築審査課】 6

北九州市告示第 3 9 3 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 1 5 条第 1 項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可申請があったので、同条第 4 項の規定により次のとおり告示し、申請書及び同条第 3 項の書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、北九州市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和 5 年 1 1 月 2 日

北九州市長 武 内 和 久

1 申請者

北九州市門司区大字白野江 5 2 0 番地

株式会社スカラベサクレ

代表取締役 水口 勝

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

北九州市門司区大字白野江 1 番の一部、9 番 2 の一部、9 番 4 の一部、1 0 5 7 番から 1 0 6 1 番までの各一部、1 0 6 2 番、1 0 6 3 番、1 0 6 4 番の一部、1 0 6 5 番の一部、1 0 6 6 番、1 0 6 7 番、1 0 6 8 番から 1 0 7 1 番までの各一部、1 0 7 2 番、1 0 7 3 番及び 1 0 7 5 番の一部並びに大字田野浦 1 0 7 4 番 1 の一部、1 0 7 4 番 2 の一部、1 0 7 4 番 5 の一部、1 0 7 4 番 6 の一部、1 2 8 8 番 2 の一部、1 2 8 8 番 3 の一部、1 2 9 0 番の一部、1 2 9 1 番 1 の一部、1 2 9 1 番 2、1 2 9 2 番 1 から 1 2 9 2 番 3 まで、1 2 9 2 番 4 の一部、1 2 9 3 番、1 2 9 4 番、1 2 9 5 番 1 から 1 2 9 5 番 3 までの各一部、1 2 9 6 番 4 の一部、1 2 9 8 番の一部、1 2 9 9 番の一部、1 3 0 6 番の一部、1 3 0 8 番の一部、1 3 0 9 番 1 の一部、1 3 0 9 番 2 の一部、1 3 1 0 番の一部及び 1 3 1 1 番の一部並びに海岸地先の一部

3 産業廃棄物処理施設の種類

産業廃棄物最終処分場（管理型）

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、鉱さい、がれき類及びダスト類

5 申請年月日

令和 5 年 1 0 月 2 3 日

6 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部産業廃棄物対策課

7 縦覧期間

令和5年11月2日から同年12月2日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和5年12月16日までに第6項の縦覧場所に到着するように提出すること。

- (1) 意見を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 申請者
- (3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所
- (4) 産業廃棄物処理施設の種類
- (5) 生活環境の保全上の見地からの意見

北九州市告示第 3 9 4 号

北九州市港湾環境整備負担金条例（昭和 5 5 年北九州市条例第 1 2 号）第 2 条第 2 項の規定により、同条第 1 項に定める負担対象工事を次のとおり指定する。

令和 5 年 1 1 月 2 日

北九州市長 武 内 和 久

| 工事の種類 | 工事名 | 工事の実施された場所 | 工事の完了の日 | 工事に要した費用（円） |
|----------------------------|-----------|------------------|------------------|-------------|
| 港湾環境整備施設等（施設の敷地を含む。）の維持の工事 | 今津緑地管理業務 | 門司区大字今津 | 令和 5 年 3 月 3 1 日 | 39,850,522 |
| | 太刀浦地区管理業務 | 門司区太刀浦海岸 | | |
| | 旧門司地区管理業務 | 門司区旧門司一丁目 | | |
| | 西海岸地区管理業務 | 門司区東港町及び西海岸一丁目 | | |
| | 大里地区管理業務 | 門司区大里本町三丁目 | | |
| | 日明地区管理業務 | 小倉北区西港町 | | |
| | 砂津地区管理業務 | 小倉北区浅野二丁目及び浅野三丁目 | | |
| | 戸畑地区管理業務 | 戸畑区川代二丁目 | | |
| | 八幡地区管理業務 | 八幡東区大字枝光 | | |
| | 若松地区管理業務 | 若松区久岐の浜及び本町一丁目 | | |
| 響灘地区管理業務 | 若松区響町一丁目 | | | |

| | | | | |
|--------------------------|--|---------------------------------|-----------|------------|
| 港湾における漂流物の除去その他の清掃のための工事 | 新門司地区清掃ほか業務 太刀浦地区清掃ほか業務 旧門司地区清掃ほか業務 西海岸地区清掃ほか業務 大里地区清掃ほか業務 日明地区清掃ほか業務 八幡地区清掃ほか業務 若松地区清掃ほか業務 響灘地区清掃ほか業務 洞海地区清掃ほか業務 | 北九州港臨港地区及び港湾区域内の門司地区、小倉地区及び洞海地区 | 令和5年3月31日 | 87,183,690 |
|--------------------------|--|---------------------------------|-----------|------------|

北九州市公告第738号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく道路を廃止したので、北九州市建築基準法施行細則（昭和46年北九州市規則第71号）第16条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年11月2日

北九州市長 武内和久

1 廃止年月日及び廃止番号

令和5年11月2日 第9号

2 廃止した道路

| 道路の位置 | 道路の幅員 (m) | 道路の延長 (m) |
|-----------------------|-----------|-----------|
| 北九州市門司区高田一丁目329番 1 | 4.00 | 21.13 |